

# Legal Update

## フリーランスと競争法——「人材と競争政策に関する検討会報告書」

(執筆者) 雨宮 慶

### 1. はじめに

公正取引委員会(公取委)とその附属機関である競争政策研究センター(CPRC)は、2018年2月15日に「人材と競争政策に関する検討会報告書」(以下「報告書」といいます)を公表しました。

一部の報道では、芸能人のプロダクションからの独立騒動や、スポーツ選手のチームの移籍などに関する側面が強調されています。しかし、多くの企業にも、例えば個人事業主たる技術開発従事者、デザイナー、研修講師やインストラクター、通訳者といった職種の方々との外注取引があります。報告書はそのようなフリーランスの方との取引についての競争法の適用の指針を示した上で、発注方法の再確認、見直しを推奨しています。その意味で、報道如何にかかわらず、報告書の内容を知っておくことは有益です。そこで、以下では報告書の概要と、実務への影響を紹介します。

### 2. 検討の背景

報告書は、「第1 はじめに」から「第3 労働者・労働組合と独占禁止法」にかけて、大きく頁数を割いて人材と競争政策に関する検討を行なった背景を述べています。この背景が、実は報告書全体を貫く基本的な思想を表しています。それは大要以下のようなものです。

- 歴史的には、伝統的な労働者は労働法制によって保護される一方、独占禁止法が対象とする「事業者」ではないと解釈されてきたこともあって、人材獲得競争に関する考え方が整理されていない。
- しかしながら現代では個人の働き方が多様化しており、労働人口減少に基づく人材不足問題に対応する糸口となりうることも指摘されている。
- 独占禁止法の基本思想からすれば、公正かつ自由な競争による市場メカニズムが十分に発揮されることにより、(1)役務提供者(就労者)が能力を発揮し、その価値に見合う正当な報酬を受けることが可能となるとともに、(2)発注者(使用者)が有為な人材を適切に獲得し、商品・サービスの水準の向上を通じた消費者利益の確保が実現できる。
- したがって人材の獲得をめぐる競争に独占禁止法を適用する意義は大きい。

### 3. 検討の対象

報告書は、主として発注者(役務提供を受ける企業等)の行為を対象として検討しています。そして、その行為の影響が及ぶ市場として、「人材獲得市場」、「商品・サービス市場」の二つを挙げています。「人材獲得市場」とは、発注者が、他社よりも役務提供者に提示する条件を良くすることで、優れた役務提供者を獲得すべく競争しており、その様な競争が行われる場を意味します<sup>1</sup>。「商品・サービス市場」とは、提供された役務を利用して発注者が商品やサービスを供給する競争を行う場を意味します。

### 4. 独禁法上問題となりうる行為——共同行為

報告書は、共同行為に関する基本的な考え方として、まず、複数の発注者(使用者)が共同して役務提供者との取引条件を決定することは、人材獲得市場における競争を制限することを目的としたものであり、競争に及ぼす悪影響が極めて大きく、原則として違法としています。ただし、行為の態様によっては競争促進効果があること

<sup>1</sup> 報告書は、さらに役務提供者が提供する役務の質により、優良な条件による供給をめぐって競争するのも「人材獲得市場」であると述べています。しかし、役務の供給者どうしの競争は購入者側の競争とは別に考えるのが通常ですし、これを人材「獲得」の競争と呼ぶのはミスリーディングでしょう。

もあるので、そのような競争促進効果や社会公共目的、手段の相当性も併せて考慮して違法性を判断すると述べています。その前提で報告書は以下のような行為類型について言及しています。

- (1) 役務提供者との取引条件の決定  
特に役務提供者に支払う対価の取決めは、通常正当化事由がない。
- (2) 移籍・転職の制限  
移籍・転職の制限やそれに対するペナルティは、発注者(使用者)間の人材獲得競争を停止・回避するものでもあり、商品・サービス市場における新規参入を困難にする等の悪影響もありうるので、問題となり得る。  
例えばスポーツ分野における移籍制限は、商品・サービス市場の競争を促進する可能性(育成費用投資の促進等)もあるが、適法性はそのような制限の必要性や不可欠性とのバランスによる。
- (3) 資格・基準の要求  
例えば事業者団体などにおいて、特定の商品・サービスを供給する際に、自主基準としてそれを提供する者に資格・基準を定める場合がある。このような行為は、原則として、特段の問題はないものの、そのような資格・基準を満たす人材を十分に確保できない事業者が商品・サービス市場において有効に競争できなくなる場合などには、問題となりうる。
- (4) 発注者間の情報交換  
発注者(使用者)間に現在又は将来の価格についての共通の目安を与えるようなものではなく、上に列挙したような行為の事実上の合意となるものでない限り基本的には問題とならない。

## 5. 独禁法上問題となりうる行為——単独行為

報告書は、人材獲得市場において行われる発注者の単独行為は、①商品・サービス市場における自由競争減殺・競争の実質的制限の観点(発注者の競争者が必要となる役務提供者を確保できないとか、発注者の競争者や役務提供者自身が新たな事業を行うことが困難になる)、②人材獲得市場における競争手段の不公正の観点(必要な情報が十分正確に提供されない)、そして③自由競争基盤の侵害(優越的地位の濫用)の観点といった、私的独占及び不公正な取引方法に関する視点で検討することを述べた上、以下のような行為類型について言及しています。

- (1) 秘密保持義務及び競業避止義務<sup>2</sup>
- (2) 専属義務<sup>3</sup>
- (3) 役務提供に伴う成果物の利用等の制限(非公表義務<sup>4</sup>、転用制限<sup>5</sup>、肖像等の独占的許諾義務等<sup>6</sup>)

そして、報告書は、特に(1)秘密保持義務・競業避止義務や(2)専属義務は、発注者(使用者)が秘密漏洩の懸念なく取引できること、自らへの役務提供に専念させ、役務提供者に育成投資を行うことの動機付けとなりうること等の競争促進効果を認めて、制限が合理的な範囲であれば直ちに問題となるものではないとの原則を述べています。他方で、これらの制限は、役務提供者自身や競合他社が元の発注者と有効に競争することを困難にする場合には自由競争減殺・競争制限の観点から問題となりうるほか、競争手段の不公正、自由競争基盤の侵害の観点からも問題となりうることもあるとしています。

このほか、報告書は、発注者(使用者)が役務提供者に対して事実とは異なる優れた取引条件を提示したり、条件を十分に明らかにしないことで、役務提供者を誤認させて、自らと取引するようにすることは競争者に対する

<sup>2</sup> 元の発注者の競争者との取引一般を禁止する場合や競合他社に就職しない義務を含みます。

<sup>3</sup> 報告書は、専属義務を特定の発注者一社とのみ取引をする義務と定義しています。

<sup>4</sup> 報告書は、非公表義務を役務提供者が自らが役務を提供した者であることを明らかにしない義務と定義し、質の高い成果物を製作等できる役務提供者の名前が広く知られてしまうと、当該役務提供者に対する発注が増加し、当該役務提供者に再び発注しても受注してもらえない可能性が低くなってしまうため、当該役務提供者を困り込む等の目的で、合理的な理由なく発注者がこうした義務を課すことがあると指摘しています。

<sup>5</sup> 報告書は、役務提供者が発注者に提供した役務の成果物を転用して他の発注者に対して提供することを禁止することを転用制限としています。

<sup>6</sup> 肖像等の独占的許諾義務とは、役務提供者の肖像等を発注者が独占的に利用するよう許諾させることをいいますが、報告書は、そのほかに報告書は著作権の帰属について何ら事前に取り決めていないにもかかわらず、納品後や納品直前になって著作権を無償又は著しく低い対価で譲渡するよう求めることもこれに含めています。

取引妨害として、競争手段の不公正さの観点から問題となりうること、発注者の取引上の地位が役務提供者に対しその地位を利用して、例えば、代金の支払遅延、代金の減額要請及び成果物の受領拒否、著しく低い対価での取引要請、成果物に係る権利等の一方的取扱い、発注者との取引とは別の取引により役務提供者が得ている収益の譲渡の義務付けを行うことは、優越的地位の濫用の観点から独占禁止法上の問題となり得るとしてあります。

特に優越的地位の認定にあたって考慮すべき事項として、役務提供者が個人で働いている場合の①情報収集力の限界、②取引条件の交渉の事実が発注者間にネガティブ情報として拡散することの懸念、③取引先を同時に複数掛け持ちすることの困難等を挙げていることが注目されます。

## 6. 競争政策上望ましくない行為

報告書は、最後に「競争政策上望ましくない行為」との標題の下、例えば以下のような行為を明示的に列挙しています。

- 秘密保持義務・競業避止義務の対象範囲が不明確であること
- 役務提供者への発注を全て口頭で行うこと
- 対価等の取引条件について他の役務提供者への非開示を求めること
- 人材獲得市場において取引条件を曖昧な形で提示すること

## 7. 実務への影響

人材と競争政策に関する検討会の直接の契機となったのは、卓越した個人の技能を生業とする芸能、プロスポーツ、著述・執筆といった業種ですので、一面ではそれ以外のビジネスに対する影響は限定的といえるかも知れません。

しかし、芸能やスポーツ以外の一般の企業においても、技術開発従事者、デザイナー、講師・インストラクターや通訳者といった専門職から、一般の従業員と類似した作業の外部委託まで、個人事業主の方との取引は極めて広範に行われています。その意味で、報告書の内容の影響は、限定的とはいえ通常の企業にも及びます。

しかも、個人事業主の方との取引は、一件あたりの金額が小さかったり、件数が膨大であったりして、事業部限りで行っていて法務部のレビューを経ていないこともあるでしょう。特に秘密保持義務及び競業避止義務、成果物の利用等の制限は一般の企業でも多く行われていますし、優越的地位の認定における考慮事項や、競争政策上望ましくない行為として列挙される行為は、性質上具体化や特定が困難、数が多い等、多少の言い訳を以って見過ごされていることもあると推測されます。

報告書の内容は言われてみれば当たり前の指針を提供するのみで新規性はなく、具体的な場面における回答を提供するものではありません。そこで、法務部がこのような個人事業主の方との契約書の有無、内容を洗い出し、報告書の考え方を基に、自社の具体的な状況に応じてその適法性を考えておく必要があります。

報告書の内容が、ごく当たり前の指針を提供するに留まる一つの理由は、これに基づいて直ちに公取委が事件化するためではなく、特に個人事業主の方が声を上げる拠り所を提供すると共に、発注者との交渉や契約の書面化を通じ、事業者どおしで自主的に改善していくことを促すためであると考えられます<sup>7</sup>。

企業においても、個人事業主の方との現存する取引の確認や新規の取引買い指示における簡潔な交渉指針の策定が望まれます。

## コンタクト

両宮 慶  
東京オフィス  
03-3214-6522  
KAmemiya@mofocom

このニュースレターがご提供する情報は一般的なもので、いかなる個別の事案に対しても適用されることを保証したり、解決を提供するものではありません。具体的な事案においては、当該事案に対する個別の法的助言なくして、ご判断をなされないようお願い申し上げます。

<sup>7</sup> これと類似の効果を指すものに、公正取引委員会事務局「液化天然ガスの取引実態に関する調査報告書」（平成29年6月）があります。